

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	719
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	720
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃)	721
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (地域福祉推進課)	722
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止 (〃)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届 出 (山城広域振興局)	〃
○重点森林水源保全地区の指定の案の縦覧 (森の保全推進課)	723
○国土調査の成果の認証 (用地課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	724

公 安 委 員 会

○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車 又は駐車に係のある者による合意に係る告示	〃
○落札者の決定	725

告 示

京都府告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
お城のまち訪問看護ステーション	福知山市駒場新町1丁目29 2 F	株式会社E I R A	令 8. 9. 24
よしの薬局	舞鶴市字引土66の5	安達 佳之	8.10. 1
六地藏はんだ 歯科・矯正 歯科	宇治市木幡陣ノ内50	半田 大明	8.10. 2
スギ薬局宇治 木幡店	〃 〃 西中31の7 ハイクラスマンション1 F	株式会社スギ薬局	8.10. 1
ふるかわスキンクリニック	向日市寺戸町殿長19 2 F	古川 優太	〃
藤の丘クリニック	〃 〃 七ノ坪105 K Y O K E N 洛西口 J ・ D 2 F - A	木村 英人	〃

医療法人あおぞらさわむら内科クリニック	向日市寺戸町七ノ坪103 ブレアデス洛西口駅前ビル 2 F	医療法人あおぞら	8. 9. 1
医療法人優俊会にしむら歯科医院	八幡市八幡長谷56の 1	医療法人優俊会	〃
みぞしり整形外科クリニック	乙訓郡大山崎町円明寺鳥居前57の 1	溝尻 直毅	8.10. 1
ユタカ薬局京丹波	船井郡京丹波町蒲生蒲生野208の12の 2	株式会社ユタカファーマシー	8.10. 5

京都府告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
ウィズ訪問看護ステーション	新 向日市上植野町地後 3 グランデール西向日 106	合同会社アールスリー	令 8. 9. 28
	旧 〃 〃 〃 〃 メゾン河忠106		
訪問看護ステーション白樺	新 長岡京市井ノ内下印田 24の 1 アネーロ長岡京102	合同会社白樺	8.10. 1
	旧 向日市森本町下森本18の14		

京都府告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
川口診療所	福知山市野花868	西村 茂	令 8. 8. 31
訪問看護ステーションオーブ	亀岡市曾我部町重利矢折55の 3	株式会社ヴィー・コンシエル	8. 9. 10

さわむら内科クリニック	向日市寺戸町七ノ坪103	澤村 誠	8. 8. 31
にしむら歯科医院	八幡市八幡長谷56の 1	西村 亮多郎	〃
のぞみ薬局	南丹市八木町八木上野32の 1	株式会社 L E A P H	8. 7. 31
井手歯科医院	相楽郡精華町大字祝園小字長塚17の11	井手 研二	8. 8. 25

京都府告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
池田 瑛瑠	永田東洋鍼灸整骨院	京都市伏見区東町212の 1 ツインズスクエアウエスト 1 F	令 8. 9. 7
伊藤 凌	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の 3 クレスビル 1 F	8. 8. 20

京都府告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
大川 博史	新 わだち鍼灸整骨院西淀川院	大阪市西淀川区大和田 2 の 2 の 43 メラード大和田 1 F	令 8. 9. 1
	旧 亀岡わだち整骨院	旧 亀岡市篠町野条上又11の 1 アル・プラザ 1 F	

京都府告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項に

において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
小野 真琴	おの鍼灸院	城陽市奈島フケ63の3	令 8. 2. 20

京都府告示第525号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
お城のまち訪問看護ステーション	福知山市駒場新町1丁目29 2 F	株式会社 E I R A	令 8. 9. 24
よしの薬局	舞鶴市字引土66の5	安達 佳之	8. 10. 1
六地藏はんだ歯科・矯正歯科	宇治市木幡陣ノ内50	半田 大明	8. 10. 2
スギ薬局宇治木幡店	〃 〃 〃 西中31の7ハイクラスマンション1 F	株式会社スギ薬局	8. 10. 1
ふるかわスキンクリニック	向日市寺戸町殿長19 2 F	古川 優太	〃
藤の丘クリニック	〃 〃 〃 七ノ坪105 K Y O K E N 洛西口 J ・ D 2 F - A	木村 英人	〃
医療法人あおぞらさわむら内科クリニック	〃 〃 〃 〃 103 プレアデス洛西口駅前ビル2 F	医療法人あおぞら	8. 9. 1
医療法人優俊会にしむら歯科医院	八幡市八幡長谷56の1	医療法人優俊会	〃
みぞり整形外科クリニック	乙訓郡大山崎町田明寺鳥居前57の1	溝尻 直毅	8. 10. 1
ユタカ薬局京丹波	船井郡京丹波町蒲生蒲生野208の12の2	株式会社ユタカファーマシー	8. 10. 5

京都府告示第526号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
ウィズ訪問看護ステーション	新 向日市上植野町地後3 グランデール西向日106	合同会社アールスリー	令 8. 9. 28
	旧 〃 〃 〃 〃 メゾン河忠106		
訪問看護ステーション白樺	新 長岡京市井ノ内下印田24の1 アネーロ長岡京102	合同会社白樺	8. 10. 1
	旧 向日市森本町下森本18の14		

京都府告示第527号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
川口診療所	福知山市野花868	西村 茂	令 8. 8. 31
訪問看護ステーションオリープ	亀岡市曾我部町重利矢折55の3	株式会社ヴィー・コンシエル	8. 9. 10
さわむら内科クリニック	向日市寺戸町七ノ坪103	澤村 誠	8. 8. 31
にしむら歯科医院	八幡市八幡長谷56の1	西村 亮多郎	〃
のぞみ薬局	南丹市八木町八木上野32の1	株式会社 L E A P H	8. 7. 31
井手歯科医院	相楽郡精華町大字祝園小字長塚17の11	井手 研二	8. 8. 25

京都府告示第528号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
池田 瑛瑠	永田東洋鍼灸 整骨院	京都市伏見区東町212の 1 ツインズスクエアウ エスト 1 F	令 8. 9. 7
伊藤 凌	宇治東洋鍼灸 整骨院	宇治市広野町一里山65の 3 クレスビル 1 F	8. 8. 20

京都府告示第529号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	変 更 年月日
大川 博史	新 わだち鍼灸 整骨院西淀 川院	新 大阪市西淀川区大和田 2 の 2 の 43 メラード 大和田 1 F	令 8. 9. 1
	旧 亀岡わだち 整骨院	旧 亀岡市篠町野条上又11 の 1 アル・プラザ 1 F	

京都府告示第530号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏 名	施術所の名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
小野 真琴	おの鍼灸院	城陽市奈島フケ63の 3	令 8. 2. 20

京都府告示第531号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である城陽市長から通知があった。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
城陽市の一部
- 2 測量の期間
令和 8 年10月 6 日から令和 9 年 3 月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（修正数値図化）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
取締役兼代表執行役 高橋 英文
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス兜台店
木津川市兜台六丁目 3 番 1
- (3) 変更の内容

変更した 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売 店舗を設置 する者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	オリックス 株式会社 東京都港区 浜松町二丁 目 4 番 1 号 取締役兼代 表執行役 井上 亮	オリックス 株式会社 東京都港区 浜松町二丁 目 4 番 1 号 取締役兼代 表執行役 高橋 英文	令 8. 6. 23	代表者の変更 のため

2 届出年月日

令和 8 年10月 6 日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和 8 年10月27日から令和 9 年 3 月 1 日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課

重点森林水源保全地区を指定するため、京都府森林水
源地域の保全等に関する条例（平成30年京都府条例第22
号）第 9 条第 4 項の規定により、当該重点森林水源保全
地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該重点森林水源保全地区の指定の案に意見が
ある者は、4 の縦覧期間満了の日までに知事に理由を付
した意見書を提出することができる。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 重点森林水源保全地区の名称

京丹波町升谷地区

2 重点森林水源保全地区に含まれる土地の区域図

次の図のとおり

3 縦覧場所

京都府農林水産部森の保全推進課及び京都府南丹広
域振興局森づくり振興課

4 縦覧期間

令和 8 年10月27日から令和 8 年11月26日まで

（「次の図」は、省略し、その図面は、3 の縦覧場所
に備えておく。）

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第
180号）第19条第 2 項の規定により、国土調査の成果と
して認証した。

令和 8 年10月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 (1) 調査を行った者の名称

長岡京市

(2) 調査を行った時期

令和 6 年 6 月17日から令和 8 年 3 月17日まで

(3) 成果の名称

天神一丁目地区（長岡京市天神一丁目一部）の地
籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

長岡京市天神一丁目地区

(5) 認証年月日

令和 8 年10月14日

（国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年10月 6 日）

2 (1) 調査を行った者の名称

長岡京市

(2) 調査を行った時期

令和 6 年 6 月17日から令和 8 年 3 月17日まで

(3) 成果の名称

勝竜寺・神足地区（長岡京市勝竜寺飛尾、神足暮
角ほか）の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

長岡京市勝竜寺・神足地区

(5) 認証年月日

令和 8 年10月14日

（国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年10月 6 日）

3 (1) 調査を行った者の名称

京丹後市

(2) 調査を行った時期

令和 5 年 5 月18日から令和 6 年 6 月12日まで

(3) 成果の名称

京丹後市網野町下岡②地区の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

京丹後市網野町下岡②地区

(5) 認証年月日

令和 8 年10月14日

（国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年10月 6 日）

4 (1) 調査を行った者の名称

京丹後市

- (2) 調査を行った時期
令和 5 年 5 月18日から令和 6 年 9 月12日まで
- (3) 成果の名称
京丹後市網野町下岡③地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
京丹後市網野町下岡③地区
- (5) 認証年月日
令和 8 年10月14日
(国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年10月 6 日)
- 5(1) 調査を行った者の名称
京丹後市
- (2) 調査を行った時期
令和 6 年 5 月29日から令和 7 年 3 月19日まで
- (3) 成果の名称
京丹後市網野町新庄②地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
京丹後市網野町新庄②地区
- (5) 認証年月日
令和 8 年10月14日
(国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年10月 6 日)
- 6(1) 調査を行った者の名称
大山崎町
- (2) 調査を行った時期
令和 5 年 7 月13日から令和 7 年 3 月31日まで
- (3) 成果の名称
大山崎の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
乙訓郡大山崎町大山崎③地区
- (5) 認証年月日
令和 8 年10月14日
(国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年10月 6 日)



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年10月27日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄上村26、27の一部、27の 1
(関連区域)
宇治市五ヶ庄上村27の 2 の一部、五ヶ庄戸ノ内48
の 2 の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市伊勢田町南遊田 4 の 1 サウスビル
株式会社 E I G H T コーポレーション
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
久世郡久御山町野村村東290の 1
(関連区域)

- 久世郡久御山町野村村東264の11の一部、290の
2、489の一部、491の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久世郡久御山町佐山双置86
藤井 彰人

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第163号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第 2 項第
2 号の規定により、京都市内の乗合自動車の停留所にお
ける一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車
に関して次のとおり合意した。

令和 8 年10月27日
京都府公安委員会
委員長 森 田 雅 之

- 1 合意した者
- (1) 先進モビリティ株式会社
- (2) 株式会社ヤサカバス
- (3) 京都市公営企業管理者
- (4) 京阪京都交通株式会社
- (5) 阪急バス株式会社
- (6) 京都府公安委員会
- (7) 京都市長
- (8) 国土交通省近畿運輸局長
- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車
をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の 名称	方向	所在地
洛西バス ターミナル	南行	京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 の 1
	北行	〃 〃 〃 〃 〃
東新林町	北行	〃 〃 大枝東新林町 3 丁目100の 3
新林中通	西行	〃 〃 〃 〃 1 丁目100の 1
新林池公 園	南行	〃 〃 〃 西新林町 1 丁目100の14
新林セン ター前	南行	〃 〃 〃 〃 6 丁目100の15
洛西高校 前	南行	〃 〃 大原野西境谷町 1 丁目100の13
境谷セン ター前	南行	〃 〃 〃 〃 1 丁目100の20
西竹の里 町	南行	〃 〃 〃 西竹の里町 1 丁目100の 4
東竹の里 町	東行	〃 〃 〃 東竹の里町 4 丁目100の 8

福西竹の里	東行	京都市西京区大原野東竹の里町 3 丁目100の 8			
南福西町三丁目	東行	〃	〃	大枝南福西町 3 丁目100の22	
南福西町二丁目	北行	〃	〃	〃	2 丁目100の 7
南福西町(竹林公園前)	北行	〃	〃	〃	1 丁目100の 5
北福西町	北行	〃	〃	〃	北福西町 1 丁目100の 5
北福西町一丁目	西行	〃	〃	〃	1 丁目100の 4
境谷大橋	西行	〃	〃	大原野東境谷町 2 丁目100の 3	

3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用（調律及び訓練走行を含む。）に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
先進モビリティ株式会社 京都市交通局	無償運送を行う自動運転バスの実証実験	令和 8 年度公営交通への自動運転バスの実装に向けた実証実験

4 期間

令和 8 年11月 1 日から令和 9 年 2 月14日まで

5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。

京都府警察本部告示第106号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年10月27日

京都府警察本部長 森 下 元 雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
液晶ペンタブレット及びスキャナ装置等の賃貸借一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月18日
- 落札者の名称及び所在地

東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町 3 番地

- 落札金額
350, 051, 625円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和 8 年 7 月 7 日

京都府警察本部告示第107号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年10月27日

京都府警察本部長 森 下 元 雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
情報管理システム用仮想化基盤(令和 8 年度導入分)の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月18日
- 落札者の名称及び所在地
NEC キャピタルソリューション株式会社京都営業所
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
- 落札金額
436, 616, 400円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和 8 年 7 月 7 日

京都府警察本部告示第108号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年10月27日

京都府警察本部長 森 下 元 雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
情報管理システム用端末装置及び印字装置等（令和 8 年度更新分）の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月18日
- 4 落札者の名称及び所在地
東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町 3 番地
- 5 落札金額
1, 080, 599, 520円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 8 年 7 月 7 日



京都府警察本部告示第109号

落札者を次のとおり決定した。

令和 8 年10月27日
京都府警察本部長 森 下 元 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府警察本部総務部会計課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月31日
- 4 落札者の名称及び所在地
N X ・ T C リース & ファイナンス株式会社京都営業
所
京都市下京区東塩小路高倉町 2 番地の 1
- 5 落札金額
58, 924, 800円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 8 年 7 月17日